

2022 年度後期 大同大学感染防止対策

項目		文科省 対応ガイドライン※1	文科省 衛生管理マニュアル※2 文科省 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針※3	○感染防止対策
				●【大学】の施策(遵守事項と周知方法等)
三密回避対策	密閉回避	○施設の換気を適切に行うこと	○換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開する)、2 方向の窓を同時に開けて行う ○換気扇等の換気設備がある場合は常時運転とする。換気設備の換気能力を確認することも必要です。学校の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓開け等による自然換気と併用が必要な場合が多いことに留意する。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行うようにする	○30 分程度に 1 回、2 方向の窓・扉を同時に 10 分程度開放する。気温や天候等により、窓の開放が難しい場合は、扉を常に開放するなどして、空気の循環を行う ○ドア・ストッパーを配付する ●ホームページ、ポータルサイト、ガバナンス、各種掲示、「2022 年度後期授業の実施について」(教務部発信文書)等(以下「ホームページ等」と略記。)で学生・教職員に周知する
		○十分な対人距離の確保を促進	○可能な限り身体的距離を確保 ○レベル 1&2 の地域:1m を目安とする。確保できない場合には、換気を行う、マスクを着用するなどを併用する ○レベル 3 の地域:可能な限り 2m(最低 1m)確保する	○遠隔授業の実施等により学生の登校を分散させる ○人との間隔は可能な限り空ける ○次の密集回避策を実施する ①教室:学生は試験配置で着席。最前列の座席は着席させない、飛沫防止のため学生から 2m 以上距離をとり話す ②食堂、学生ホール、図書館:座席の間引き ③体育館、学生相談室:名簿による利用人数制限・時差利用 ④事務窓口:整列位置の明示 ⑤エレベータ利用:同時乗車人数を 4 名程度に制限 【授業担当教員】 ○対面の場合は座席表を作成する ●ホームページ等で学生・教職員に周知する
	密接回避		○身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する。ただし、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、マスクを外すなど臨機応変に対応する	○常時マスクを着用する。ただし、教育活動の態様や学生の様子などを踏まえ、マスクを外すなど臨機応変に対応する ○事務窓口、食堂、学生ホールに、ビニルカーテンやプラ段等設置する ●常時マスクを着用することについてホームページ等で学生・教職員に周知する
基本的な感染症対策	感染源対策	登校時の健康状態の把握と対応	○発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底 ○登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握する ○発熱等の症状がある学生等が登校を控えるよう周知徹底	○次の症状がひとつでもみられる者については、自宅等で静養する ① 風邪症状がある(発熱、鼻水、鼻詰まり、頭痛、咳、喉の痛みなど) ② だるさ(倦怠感)や筋肉痛、息苦しさ(呼吸困難)がある ③ 味覚・嗅覚障害が生じている ○原則、出校・出勤前に各自で検温する。平熱からプラス 1 度以上の場合、自宅等で静養する ○授業では、次のとおりとする ・授業開始時に授業担当教員から学生の健康状態を確認する。体調が優れない学生には保健室へ行くよう指導する ●ホームページ等で学生・教職員に周知する。また感染者が発生した場合、その都度ポータルサイトで注意喚起する
		登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合	○発熱等の風邪の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導 ○発熱等の症状がある学生等は速やかに帰宅させる	○直ちに帰宅させる ※学生の場合は必要に応じて保護者に連絡 ○報告書を提出する ※学生の場合は必要に応じて現在の状況等を電話にてヒアリングし報告書を作成
	感染経路対策	手洗い・手指消毒の徹底	○外から教室等に入る時やトイレの後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ時、共有のものを触ったとき、昼食の前後など、こまめに手を洗うことが重要。手洗いは 30 秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う・手指衛生は石けんと流水での手洗いを基本とし、手洗いが困難な場合は、アルコール 70%以上(入手困難な場合は 60%以上)を使用する。	○手洗い・手指消毒を行う ○授業では、次のとおりとする ・実習等、器具などを使った授業を実施する場合は、事前に手洗い・手指消毒を徹底させる ・授業終了の際、手洗い・手指消毒を指導する ●ホームページ等で学生・教職員に衛生管理内容を周知する

		咳エチケット		○咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる	○咳エチケットを遵守する ※咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる
		マスク	○学生や教職員にマスクの着用を促す	○身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する ※十分な身体的距離が確保できる場合マスク着用不要 ○体育の授業におけるマスクの着用については必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する ○運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる ○フェイスシールド [＊] やマウスシールド [＊] は、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意する ○マスクの素材等によってマスクの効果には違いが生まれる。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされている	●ホームページ等で学生・教職員に周知する ○常時マスク着用する（各自準備） ※マスクを紛失等した学生には、予備マスクを渡す（学生室・保健室で対応） ○授業では、次のとおりとする ・教員は、マスクを着用する。音響設備がある教室等では、マイクを利用する ・授業開始時に学生のマスク着用を確認する。マスクをしていない学生がいる場合は学生室・保健室に行くよう指導する ○次の場合については、感染リスクを避ける対策を講じることを条件にマスク着用を不要とする。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する ・「健康科学演習」（体育実技） ・運動部系クラブ活動 ・学生部に相談の上特別に許可されたとき ○教職員の希望者にフェイスシールド [＊] を配付 ○不織布マスク着用を推奨する 【教職員】 ○マスク未着用や顎マスク、鼻だしマスク学生、またその他感染防止対策に協力しない学生を注意・指導する
		消毒	○施設設備（ドアノブ・エレベーターボタン等の人々が頻繁に触れる箇所）の消毒を実施 ○入口・施設内に消毒設備を設置	○手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものであり、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する ○机、椅子は、特別な消毒作業は不要 ○大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回程度消毒（手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能） ○トイレや洗面所は、通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業は不要 ○器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導 ○感染者が発生した場合の消毒について、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水消毒液により消毒 ○物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用する ○物の表面についたウイルスの生存期間は、24時間～72時間くらいのこととも言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して一時的に立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる	●ホームページ等で学生・教職員に周知する ○次の施設設備について、清掃業者による拭き上げ消毒を実施する。 ①週5日：食堂、学生ホール ②週2日：ドアノブ、エレベーターボタン、自販機ボタン、階段の手摺等 ○手指消毒用ポンプ [＊] を次のとおり設置する ①各棟出入り口 ②共有施設（教室、PC演習室、食堂、学生ホール、廊下等） ③研究室、実験・実習室等は希望者に配付 ④その他、必要に応じて設置 ○施設設備等に応じて利用者が自ら設備の消毒を実施する。教室及びPC演習室の机等の消毒については、消毒液とウェスを配備する ○感染者が発生した場合の消毒は、必要に応じて実施する 【教職員】 ○会議で使用するマイクは消毒を実施する
		抵抗力を高める		○身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がける。また、予防接種も新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防等の効果が期待される	○身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がける ○新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的として、ワクチン接種を受けることを推奨する ●ホームページ等で学生・教職員に周知する

特定対策	通学時間の配慮	○通勤時間帯の回避	○登下校時間帯を分散させる ○できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにする	○公共交通機関はできるだけ乗客が少ない時間帯に利用する ○【教職員】公共交通機関利用者は、時差出勤を可とする（在宅勤務も可とする） ●ホームページ等で学生・教職員に周知する
	健康診断		○三つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられる ・児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底する ・部屋の適切な換気に努める ・密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際にはできるだけ2m程度（最低1m）の間隔をあける ・会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底する ・検査に必要な器具等を適切に消毒	○基本的感染症対策を講じた上で、三つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう日程を分けて実施する ●ホームページ等で学生・教職員に周知する
	修学旅行等における感染症対策		○一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考に、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行う ○その他、遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事を実施するに当たっても、上記手引きを参考にする	○新入生オリエンテーション合宿等、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、本学の実情に応じた検討を行う
	行事・イベント	○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が示す基準を参照するほか、都道府県等による要請がある場合には、その趣旨等も十分に踏まえながら、実施の可否等について慎重に検討する		○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が示す基準を参照するほか、都道府県等による要請がある場合には、その趣旨等も十分に踏まえ、実施の可否等について新型コロナウイルス対策会議において検討する
	体育施設	○スポーツ庁において策定している「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」も参照しながら、感染拡大の防止の観点に十分配慮する	○体育館など屋内は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手に触れる箇所の消毒）を徹底する	○こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用を徹底する ●ホームページ等で学生・教職員に周知する
	実験施設・設備	○利用は最低限に留めデータ解析等は在宅で行う ○「三つの密」を避けるための運転計画、施設利用スケジュールを構築する（施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等） ○複数の者が触れる場所を必要に応じ消毒する ○マスク・フェイスシールドの着用、遮蔽措置を行う	○できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。 ○器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせる	○三密状態を避けるための運転計画や施設利用スケジュールを構築する ○複数の者が触れる場所を必要に応じ消毒する ●ホームページ等で学生・教職員に周知する
	スクールバス		○定期的に窓を開け換気を行う ○乗車前に家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる ○過密乗車を避ける ○利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底する ○利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底する ○多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒する	○スクールバスの利用に係る注意事項を次のとおり定める ・出校・出勤前に各自で検温 ・乗車時に手指消毒 ・密にならない着席 ・車内の消毒・清掃は利用者が行う ・マスク着用 ・大声での会話は避ける ・停車時に窓を開放する等による車内換気 ・飲食する場合は黙飲食を実施する ○座席表を作成する ●申請時に学生・教職員へ周知する

	課外活動	○施設の短時間利用とする ○一斉利用しない	○活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)を徹底する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出す活動等は絶対に避けること。 ○各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること ○部室等の利用は、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける ○練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じる。 ○大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大防止対策を講じる ○部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会等については、学生等への注意喚起の徹底(緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛(ただし、ワクチン・検査パッケージ制度の適用等により、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする。))を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用(部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。)を奨励する	○学生の課外活動の実施は、感染防止対策、活動計画に係る学生からの申請に基づき学生部長が許可する(緊急事態措置区域及び重点措置区域での活動は顧問・監督等教職員の常時参加(管理)やワクチン・検査パッケージの適用等を義務付ける) ○許可に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル※2」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針※3」を踏まえる 【学生】 ○大学からの指示を遵守し、許可なく課外活動を行わない 【クラブ顧問】 ○学生に適切に指導する
	研究室・執務室での活動	○在宅勤務や交替勤務の推進 ○共用ネットワークの活用	○可能な限り他者との間隔を確保(おおむね 1～2m)し、会話の際は、できるだけ真正面を避ける。 ○職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられる	【事務室】 ○簡易的な飛沫感染防止策を実施する。また事務室の分散を検討する 【研究室(標準実験室等を含む)】 ○マスク着用、換気、黙飲食等の感染防止策を実施する 【教職員】 ○マスク未着用や顎マスク、鼻だしマスク学生、またその他感染防止対策に協力しない学生を注意・指導する
	会議	○オンライン会議・打合せを最大限活用する	○職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなど工夫する ○全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示版等を活用する ○オンライン会議システム等を活用すること	【教職員】 ○換気対策を講じた上で、可能な限り広い部屋で行う ○必要に応じて、オンライン会議システム等を活用する ○使用するマイクは消毒を実施する
	不特定多数の者の入場制限等	○構内に不特定多数の者が制限なく出入りする状態を生まないための措置を講じる(発熱や風邪症状等の疑われる症状のある方の入場制限や検温の積極的实施等)		○学外者(取引業者を含む)について、発熱や風邪症状等の疑われる症状のある者の学内入場を不可とする ○大学施設の有償の外部貸出については、原則これを行わない ○大学施設の無償の外部貸出については、必要に応じて新型コロナウイルス対策会議で検討する ○学外者を学内に入場させる場合は、発熱や風邪症状等の疑われる症状のある者の学内入場不可である旨を申し入れる ●学外者の学内入場について、ホームページや各棟出入り口にて周知する
	学生・教職員への注意喚起	○在籍する学生や教職員等に対し、夜間も含め、三密場面が同時に重なるような場所に行くなど、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、正確な情報提供と適切な注意喚起を行うこと	○三密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起 ⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信。感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるというメッセージ	○三密場面が同時に重なるような場所に行くなど、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないようホームページ等で学生・教職員に注意喚起する ○本学学生の感染事例等を踏まえて、ホームページ等で注意喚起する ○本人や同居する家族が罹患または罹患の疑いがある場合や濃厚接触者または濃厚接触者に特定される疑いがある場合は大学に連絡することをホームページ等で注意喚起する ○本人や同居する家族が罹患または罹患の疑いがある場合や濃厚接触者または濃厚接触者に特定される疑いがある場合は大学に連絡する ○注意喚起全館放送を実施する

食事をとる場面		○飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫する。食事後の歓談時には必ずマスクを着用する	○黙飲食を実施する ○BGMは流さない ●ホームページ等で学生・教職員に周知する
新しい生活様式	○「新しい生活様式」も踏まえ必要な措置をとること	○「新しい生活様式」も踏まえ必要な措置をとること	○「新しい生活様式」を踏まえ、次の留意事項(「新しい生活様式」の一部を抜粋)を励行するようホームページ等で学生・教職員に注意喚起する ①会話をする際は可能な限り真正面を避ける ②公共交通機関では会話はひかえめにする ③帰省や、高齢者もしくは持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には事前に検査を行う ④感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える ⑤接触確認アプリ(COCOA)を利用する
出席停止等の取扱い	○臨時休業や出席停止の指示等を行う場合においては、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで、学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮する	○新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときに、出席停止の措置を取ります。 ○感染がまん延している地域においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ります	○公認欠席等として取り扱う ①濃厚接触者に特定された場合(公認欠席) ②濃厚接触者に特定される疑いがあると大学から指示された場合(公認欠席) ③発熱等の風邪症状がある場合(公認欠席) ④新型コロナウイルスワクチンを接種した場合、またそれに伴う副反応で登校が困難な場合(公認欠席) ⑤上記以外は学長が判断する(準公認欠席) (注)感染者は本学規程により公認欠席となる 【授業担当教員】 ○公認欠席等について適切に扱う ●ホームページ等で学生・教職員に周知する
臨時休業の判断		○全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断する	○愛知県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、大学内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について、愛知県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する
心身状況の把握、心のケア		○学校医と連携した健康相談等の実施やカウンセラー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応する ○学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する	○学校医と連携した健康相談等の実施やカウンセラー等による心理面・福祉面からの支援を行う ○管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する
感染リスクが高まる「5つの場面」※4			○感染リスクが高まる「5つの場面(①飲酒を伴う懇親会等②大人数や長時間におよぶ飲食③マスクなしでの会話④狭い空間での共同生活⑤居場所の切り替わり)」には特に気を付ける

※1:大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン(令和2年6月5日)

※2:学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8)

※3:新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日)＜斜体＞

※4:「感染リスクが高まる「5つの場面」」(第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会(2020年10月23日開催)資料から抜粋)